

平成25年度

ものづくり小規模事業者等人材育成事業

【公募要領】

募集期間：平成25年7月12日（金）～7月31日（水）
応募方法：郵送・宅配便
【申請書提出先・問い合わせ先】
〒370-0044 群馬県高崎市岩押町1-15
サンヴァーテックス株式会社
ものづくり小規模事業者等人材育成事業 事務局
電話番号：027-310-8828
F A X：027-310-8082
※ 7/22以降は、以下の番号に変わります。
電話番号：027-384-4346
F A X：027-384-4347
◇応募は郵送又は宅配便により行なってください。
◇問い合わせの対応時間は、10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日除く） となります。
◇本公募要領及び申請等に係る様式は、事務局のホームページからダウンロード できます。 (URL) http://www.sunvertex.co.jp/

平成25年7月

ものづくり小規模事業者等人材育成事業 事務局

サンヴァーテックス株式会社

【 目 次 】

I 本事業について

1	事業の目的	1 頁
2	補助対象者	1 頁
3	補助対象事業	2 頁
4	補助対象経費	2 頁
5	補助率等	2 頁
6	申請手続	3 頁
7	採択審査	4 頁
8	補助金の交付	4 頁
9	その他留意事項	5 頁

II 申請書等の様式

別紙 1 「平成 25 年度ものづくり小規模事業者等人材育成事業」公募申請書

様式 1 申請者の概要

様式 2 技術・技能の伝承に関する実施計画書

注)「役員一覧」は別添となっております。

I 本事業について

1 事業の目的

ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材（以下「中核人材」という。）が、国が認定した優れた技術・技能を有する技能承継支援者の実施する講習等を受講することにより、当該製造現場に必要な技術・技能等の習得を支援するとともに、当該ものづくり小規模事業者等における自社内での中長期的な人材育成の取組が行われることを目的とします。

2 補助対象者

ものづくり小規模事業者等^{※1}のうち、中長期的に社内の人材育成の計画を有する者であって、その製造現場で働く中核人材^{※2}に本事業で指定する講習等を受講させる者

※1 「ものづくり小規模事業者等」とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する「製造業（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）」を指します。なお、企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、NPO法人、学校法人、宗教法人、医療法人、任意のグループは対象になりません。

なお、ゴム製品製造業（一部を除く）については「資本金3億円以下又は従業員900人以下の会社及び個人」を指します。

ただし、次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とします。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（※1）が所有している小規模事業者
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者 22
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者

注) ここでいう大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者です。ただし、以下の者は大企業として取り扱いません。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 製造現場で働く中核人材とは

製造現場において概ね5年以上の経験を有する者であって、現在又は近い将来において、社内で技能者等の育成に従事する者を指します。

3 補助対象事業

別表に掲げる技術継承支援者の行う講習等(以下「指定する講習」という。)の受講

4 補助対象経費

(1) 受講料

指定する講習毎に設定された経費(ただし、懇親会費等が含まれている場合には、当該費用相当分を除いたものになります。)

(2) 旅費及び宿泊費

指定する講習等を受講するために必要な経費

- ・公共交通機関を用いた場合は、最も経済的及び合理的な経路により算出された実費となります。なお、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。
- ・車による移動の場合は、事前に経路等を届け出た場合に限り1km(1km未満の端数は切り捨て)につき37円を支出することとします。また、高速道路料金等については、実際に要した経費等が確認できる場合に限り支出します。
- ・宿泊費について社内規程等を有していない場合は、国が定める以下の支給基準により支出することとします。(ただし、社内規定が社会通念上高額であると判断する場合は、国の基準を適用します。)なお、宿泊費については、宿泊をしなければ受講に影響がでる場合や交通費よりも安価になる場合など合理的に説明ができる場合に限り、認めることとします。

宿泊費	10,900円	9,800円
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外

5 補助率等

小規模事業者活性化補助金に係る補助率等は以下のとおりとなります。

補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限額(1講習1人あたり)	50万円

6 申請手続

(1) 募集期間

平成25年7月12日(金)～7月31日(水) 17時必着

(2) 応募受付先及び問い合わせ先

〒370-0044 群馬県高崎市岩押町1-15

サンヴァーテックス株式会社

ものづくり小規模事業者等人材育成事業 事務局

電話番号：027-310-8828

F A X：027-310-8082

※ 7/22以降は、以下の番号に変わります。

電話番号：027-384-4346

F A X：027-384-4347

注) 応募は郵送又は宅配便により行なってください。

注) 問い合わせの対応時間は、10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日除く)となります。

(3) 応募書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

なお、提出いただいた応募書類の返却は致しません。

- ①「平成25年度ものづくり小規模事業者等人材育成事業」公募申請書(別紙)
- ②申請者の概要(様式1)
- ③技術・技能の継承に関する実施計画書(様式2)
- ④役員一覧(様式3)
- ⑤定款又は登記事項証明書(提出日より3ヵ月以内に発行されたもの)
(個人企業の場合は、確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面を添付してください。)

(4) 提出部数等

正本 1部(応募書類の①～⑤)

副本(コピー) 5部(応募種類の①～③)

CD-ROM 1枚(応募書類の①～④までの書類の電子データを収納したもの(印鑑は不要)。収納形式は、エクセル拡張子でお願いします。)

7 採択審査

(1) 審査方法

補助金の採択審査は、提出資料に基づき、次の審査の観点に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行います。採択審査は非公開で提出資料により行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

【審査の観点】

- ものづくり小規模事業者等からの申請であるか。
- 受講者が中核人材であるか。
- 技術・技能の承継が見込まれる者がいるか。
- 受講者に期待する役割が明らかになっているか。
- 今後の人材育成の取組が具体的であるか。

(2) 結果の通知

審査の結果、採択された応募者には、事務局より文書にて通知します。また、採択案件については、補助事業者名、代表者名、事業計画名、事業概要、住所、業種及び補助金額を公表することがあります。

※ 採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(3) 交付決定

採択の通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。

また、補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を確認の上決定し、事務局が交付決定通知書により正式に通知します。

交付決定前の支出（受講料の納付等）については、補助対象になりませんので、十分にご注意ください。

8 補助金の交付

(1) 補助金の交付

補助金の交付については、補助対象事業の完了後14日以内に完了報告書を提出して頂き、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いとなります。

注) 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

(2) 受講状況

予定された講習等への出席率が、全体カリキュラムの概ね8割に満たない場合、補助金の支払いを行わないことがありますので、ご注意ください。

(3) 重複の排除

同一の事業者が、同一の内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合は、不合理な重複及び過度な集中を避けるため、重複して採択いたしません。また、交付決定後に併願が明らかになった場合、本交付決定を取り消す場合がございます。

9 その他留意事項

(1) 受講手続等

本補助事業への申請に加えて、予定する講習へは別途、参加の申し込みをしていただく必要があります。また、交付決定をした場合であっても、講習への参加申し込みの結果、定員超過などにより受講できない場合もございます。その場合、補助金のお支払いは致しませんので、予めご了承ください。

(2) 事業計画の変更等

交付決定を受けた後、受講しようとする講習やそれに伴う経費を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

(3) 補助対象事業の経理

補助対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

また、帳簿等の作成に当たっては、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」※（下記をご参照ください。）に拠った信頼性のある書類等の作成及び活用に努めてください。

※ 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。

また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っ

ている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。

中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができます。

「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2012/0201KihonYouryou.htm>

(4) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、事務局が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(5) 反社会勢力との関係

応募の際、提出頂く公募申請書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

注) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

応募者（中小企業・小規模事業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)) について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、上記と同様の取扱とします。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を棄損し、または機構の業務を妨害する行為
- ホ その他の前各号に準ずる行為